

医師を目指す人を応援！
市の指定する医療機関
に従事すれば返還免除

「医師等養成奨学 資金貸付制度」

将来、市内の医療機関に医師や看護師として従事することを希望する人の就学費用を支援します。地域医療を確保し、住民の健康を守ることを目的としています。

●概要 大学などの在学時にかかる入学金や授業料などの費用を月額最大20万円貸し付けます。さらに、卒業後から始まる貸付金の返還については、その後の医療従事期間に応じて免除します。詳しくは下記に問い合わせてください。

●対象者 医学生、看護学生

●奨学金の種類

①年度貸付金（授業料や入学金など）

②月額貸付金（医学生は月20万円まで、看護学生は月10万円まで）

●問い合わせ 市健康課（☎64-0111）

お子さまの就学を応援！
学用品費、給食費
などを援助

小・中学校に在学する児童・生徒のいる保護者が、生活保護を受けている世帯あるいはそれに準じると認められる世帯である場合に、学用品費などを援助します。

●援助の内容 学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費など

●申請方法 お子さまが通学している学校に家庭の経済状況など相談してください。

●問い合わせ 市教育委員会学校教育課（☎68-9116）

保育施設を利用しない
子育て世帯に月額
1万5千円を支給

「在宅子育て支援 金」

生後7カ月から満1歳までの児童を保育施設などに預けずに家庭で子育てをすることを選択した家庭へ支援金を給付します。

●対象となる要件 市内に住所があり、生後7カ月から満1歳までの児童を養育している親。市税を滞納していない世帯で両親（子どもの父母）の市民税所得割額が77,100円以下であること

●支給額 1世帯あたり月額1万5千円（最大6カ月分）

●問い合わせ 市こども課（☎68-9084）

家庭的保育事業所の開設
費用に最大270万円
を補助

「家庭的保育事業 所開設準備補助 金」

保育環境を整えるために開設にかかる経費を補助します。

●対象 家庭的保育事業所を開設する事業者。（※家庭的保育事業所は、児童福祉法に基づき、市町村の認可を受けた家庭的保育事業者が運営する保育施設をいいます）

●補助額 事業所開設に必要な既存の建物の増改築などの経費に対して最大270万円

●問い合わせ 市こども課（☎68-9084）

保育士に支払う賃貸住宅
手当の支給に助成

「民間保育士住居 費支援補助金」

雇用した保育士などの賃貸住宅手当を支給した場合、その一部を補助します。

●対象 民間保育施設

●補助額 事業者が支給する住宅手当と家賃月額との差額の2分の1まで（1人当たり月額最大3万円）

●問い合わせ 市こども課（☎68-9084）

地元の保育施設へ就職した
場合、奨学金の一部を
助成

「民間保育士奨学 金等返済助成金」

奨学金などを利用して保育士資格などを取得し、市内の民間保育施設などに就職した保育士などに、本人が奨学金などの返済に要した金額の一部を助成します。詳細な要件や対象となる奨学金の種類は問い合わせてください。

●対象 奨学金などの返済を行っている人

●補助額 年度当たり最大20万円（最長で5年まで）

●問い合わせ 市こども課（☎68-9084）

民間保育施設への保育士の再就職を応援！

「民間保育士再就職支援補助金」

保育士などの資格を持っている人（潜在的保育士など）が、市内の民間保育施設などに就業する場合、支援金を給付します。

- 対象 常勤雇用で5年以上勤務見込みである人（再就職以前に市内の保育施設などに勤務していた人は、退職後2ヵ月を経過していること）
- 補助金 就業時に10万円を支給。就業後の4年間は1年ごとに2万円を補助。
- 問い合わせ 市こども課（☎ 68-9084）

子ども1人目から国民健康保険税の均等割額を免除

国保税子どもの均等割減免

国民健康保険に加入中の世帯で、被保険者に子どもがいる場合は、子どもにかかる均等割額を減免します。申請手続きは不要です。7月に送付される国民健康保険税納税通知書は、減免後の課税額が通知されます。

- 減免の対象者 18歳以下の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者）
- 減免の内容 対象者の均等割額（低所得世帯の場合は軽減後の額）を全額免除
- 問い合わせ 国保税課税額については市税務課（☎ 68-9072）、国民健康保険制度については市総合窓口課（☎ 68-9075）

子どもの医療費を支援！
医療機関窓口での「現物給付」の対象拡大

市では、一定の要件を満たす人の医療費負担を減らすために医療給付事業を行っています。通常は償還払い方式（支払った分をあとから口座に振り込み）で給付していますが、病院窓口での支払いが不要となる「現物給付」方式を乳幼児・小学生・妊産婦（一部自己負担あり）に加え、8月診療分から中学生まで対象拡大。

- 問い合わせ 市総合窓口課（☎ 68-9076）

聴覚障がい検査費用を全額助成

「新生児聴覚検査費用助成事業」

生まれつき耳の聞こえにくい子ども（先天性難聴）には、早期に適切な治療や援助をしてあげることが子どもの言葉や心の発達のためにとっても大切です。新生児の受診率100%を目指し、母子健康手帳の交付時に受診を呼び掛けています。

- 助成内容 新生児聴覚検査にかかる初回検査と確認検査に必要な費用の全額を助成
- 問い合わせ 市健康課（☎ 64-0111）

出産後、健康な体で子育てするために健康診査を支援

「産婦健康診査費用助成事業」

安心して妊娠・出産・子育てのできる環境を整えるため、産前・産後サポートおよび産後ケアの充実を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整えます。

- 対象 市内に住み、出産した女性
- 助成回数 2回（1回目＝出産後5日から21日まで、2回目＝出産後22日から56日まで）
- 助成額 1回あたり最大5千円を助成。県外の医療機関で産婦健診を受診する場合は、いったん全額支払い後、産後1年以内に領収書などを持参して償還払いの申請手続きが必要。
- 問い合わせ 市健康課（☎ 64-0111）

健康管理を支援！

人間ドックの受診費用助成

人間ドック受診料から他の助成額を除いた額の2分の1を助成します。対象は、今年度40歳に到達する市民から受診時年齢74歳までの市民です。

- 助成上限額 国保加入者は2万3千円、国保加入者以外の方は1万7千円
- 問い合わせ 市健康課（☎ 64-0111）

肺炎予防を支援！

高齢者肺炎球菌予防接種費用に助成金

成人がかかる肺炎の原因菌としては「肺炎球菌」が一番多いと言われています。高齢者は特に、肺炎球菌による肺炎を予防することが重要です。市では予防接種費用を助成しています。

- 対象者 国の予防接種法に基づく「定期接種対象者」以外の高齢者
- 問い合わせ 市健康課（☎ 64-0111）